

堺市総合評価落札方式ガイドライン（令和7年度版）の改正点について

建設工事に係る総合評価落札方式について、堺市総合評価落札方式ガイドライン（令和7年度版）を下記のとおり改正しますのでお知らせします。

なお、このお知らせは、堺市総合評価落札方式ガイドライン（令和7年度版）の改正点をお知らせするものですので、評価項目や具体的な評価基準等については、ガイドラインや発注案件ごとの入札公告等で必ず確認してください。

記

1 変更内容

技術評価点や入札価格を、より精緻に評価へ反映する観点から、以下の変更を行います。

- ・評価値の算定式における乗数を「100,000,000」から「10,000,000,000」へ変更します。
- ・評価値の小数点以下第4位を切捨てとする規定を廃止します。

変更前	変更後
【入札金額が調査基準価格以上の場合】 技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点 評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 100,000,000 【入札金額が調査基準価格未満の場合】 技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点 評価値 = 技術評価点 / {調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)} × 100,000,000 ※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。	【入札金額が調査基準価格以上の場合】 技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点 評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 10,000,000,000 【入札金額が調査基準価格未満の場合】 技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点 評価値 = 技術評価点 / {調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)} × 10,000,000,000 (削除)

※入札情報公開システム上の「評価値」の欄に表示される小数点以下の桁数は従来どおり第3位までですが、小数点以下第3位までの評価値が同数、かつ第4位以下で評価値の差が生じる場合は、第4位以下の算出根拠資料を同システム上に別添資料として公表します。

2 適用時期

令和7年11月1日以後に公告する総合評価落札方式の入札について適用します。

【問合せ先】

内容	担当課	連絡先
建設工事に係る総合評価制度に関すること	契約課	072-228-7472
堺市土木系工事総合評価落札方式ガイドラインに関すること	土木監理課	072-228-7416
堺市建築系工事総合評価落札方式ガイドラインに関すること	建築監理課	072-228-7524
堺市上下水道局建設工事総合評価落札方式ガイドラインに関すること	上下水道局 理財・会計課	072-250-9139